

土壌及び地下水の汚染に関する 規制のあり方について

令和8年8月25日(火)

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

1 趣旨・背景

- 本市では、土壤汚染対策法(以下「法」という。)及び市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、土壤及び地下水汚染対策を推進している。
- 法は制定以降、概ね5年ごとに点検・見直しが行われており、これまでに2度の改正が行われている。
- 条例は、法改正に併せて、規制のあり方について市環境審議会に諮問し、答申を踏まえ改正を行っている。
- 現在、法の点検・見直しが行われており、今後、法改正が見込まれる。また、令和3年の条例改正から約5年が経過したことから、条例独自の規制に関する課題について、あり方の検討が必要となっている。

法	条例
平成15年 土壤汚染対策法 施行 〔 調査・対策制度の創設 等 〕 平成22年 改正土壤汚染対策法 施行 〔 要措置区域・形質変更時要届出区域の指定制度の導入 等 〕 〔 汚染土壌処理業の許可制度の創設 等 〕 平成31年 改正土壤汚染対策法 全面施行 〔 調査の実施対象となる土地の拡大 等 〕 令和6年 中央環境審議会 諮問 令和8年 中間まとめ	平成11年 土壤汚染対策指導要綱 施行 平成15年 環境保全条例 施行 平成23年 環境審議会 諮問、答申 平成25年 改正環境保全条例 施行 〔 自主調査で判明した汚染の報告の義務化 等 〕 〔 区域指定制度の導入 等 〕 平成31年 環境審議会 諮問 令和2年 環境審議会 答申 令和3年 改正環境保全条例 全面施行 〔 除去済み特例区域の創設 等 〕

2 法及び条例の規制の概要

区分	法	条例
目的	国民の健康の保護	市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全
調査契機	(1)有害物質使用特定施設の廃止 (調査猶予中の事業場で900㎡以上の土地の形質変更) (2)3,000㎡以上の土地の形質の変更 (有害物質使用特定施設が設置されている土地は900㎡) (3)土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると市長が認めるとき	(1) <u>特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき</u> (2) <u>特定有害物質等取扱工場等の敷地において500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更</u>
自主調査	区域の指定の申請ができる(任意)	<u>報告しなければならない(義務)</u>
区域指定	措置必要	
	健康被害のおそれあり ⇒要措置区域	健康被害のおそれあり ⇒措置管理区域
	健康被害のおそれなし、生活環境被害のおそれあり ⇒ <u>形質変更時要届出区域(条例上乘せ)</u>	生活環境被害のおそれあり ⇒ <u>拡散防止管理区域</u>
	措置不要	
	健康被害及び生活環境被害のおそれなし ⇒形質変更時要届出区域	健康被害及び生活環境被害のおそれなし ⇒形質変更時届出管理区域
搬出規制	搬出計画の届出、運搬基準の遵守、処理の委託、管理票の交付及び保存 等	
その他		自主調査結果報告後に直ちに汚染を除去した場合 ⇒ <u>除去済み特例区域</u>

※下線部は法の規定にはない市独自の考え方による規制

(1) 法の見直しへの対応

- 国で検討されている法制度の見直しに対応した条例規制のあり方の検討

＜法で見直しが検討されている主な課題＞

- ・現場の状況に応じた的確な土壌汚染対策の推進
(操業中の工場における調査の合理化、自然由来汚染土壌の取扱いの見直し 等)
- ・汚染土壌の適正処理の推進
(情報開示の義務化、汚染土壌の運搬に係る諸規定の見直し 等)

(2) 条例独自の規制における課題

- 土地の形質の変更を契機とする届出における手続きの迅速化
 - ・実態に即した制度となるよう調査計画書の届出制度の手続きの見直しを検討する。
- 汚染拡散防止措置の指示内容の合理化
 - ・条例独自の規制である生活環境被害のおそれへの対応について、リスクに応じた措置となるよう見直しを検討する。

4 諮問内容と検討スケジュール（案）

諮問内容

《諮問文(抜粋)》

現在、国において、法の見直しが検討されていること等この間の動向を踏まえ、条例につきましては、法との整合を図るとともに、条例独自の生活環境リスク管理の観点から現行制度を点検・評価し、見直しをする必要が生じてまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例(平成8年名古屋市条例第6号)第26条の規定により、本市における土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

検討スケジュール(案)

令和8年8月 環境審議会に諮問



- ・土壌及び地下水汚染規制部会で審議・検討(5回程度)
- ・パブリックコメント実施

令和9年9月頃 環境審議会から答申

- ・令和9年度9月以降 条例改正